

第6章 推進体制

本計画で設定した削減目標達成のためには、市民・事業者・行政が自主的に取り組みを進めるとともに、相互の連携・協働が不可欠となります。そのため、以下の組織を活用して、本計画を推進することとします。

6 -1 市の推進体制

庁内に設置している「岸和田市環境計画等推進会議」において、本計画及び、本市が自ら実施する事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制を図る岸和田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進行管理、及び計画の見直しを行います。

また、地球温暖化対策に係る庁内調整等を行います。

6 -2 協働の推進体制

団体、協議会等、既存組織の活用も視野に入れ、各主体間で連携・調整を図り、本計画の推進を目指します。

6 -3 推進・管理方法

本計画の推進にあたっては、P D C Aサイクルを基本とした取り組みを進めます。

なお、統計等の関係から、市域における二酸化炭素排出量の算出は2年後に算出にされ、効果の把握・評価を踏まえた上、翌年の取り組み・施策に反映されます。また、施策については、岸和田市総合計画、岸和田市都市計画マスターplan、岸和田市環境計画に基づき見直しを行います。

(1) 計画の策定・目標設定 (P l a n)

削減目標を決定し目標達成のために各主体が推進する施策を位置付けた本計画の策定が、これにあたります。

(2) 実施 (D o)

市民・事業者・行政の各主体が、本計画で位置付けた具体的な取り組み・施策について実施します。

なお、本計画の目標は、現在、日本が国際的に表明している目標にあわせて設定しています。このため、国際的な枠組みの構築や海外からの排出量の購入等により、日本の削減数値が変動した場合等、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、実態にあった計画の見直しについても検討していきます。

(3) 効果の把握・評価 (C h e c k)

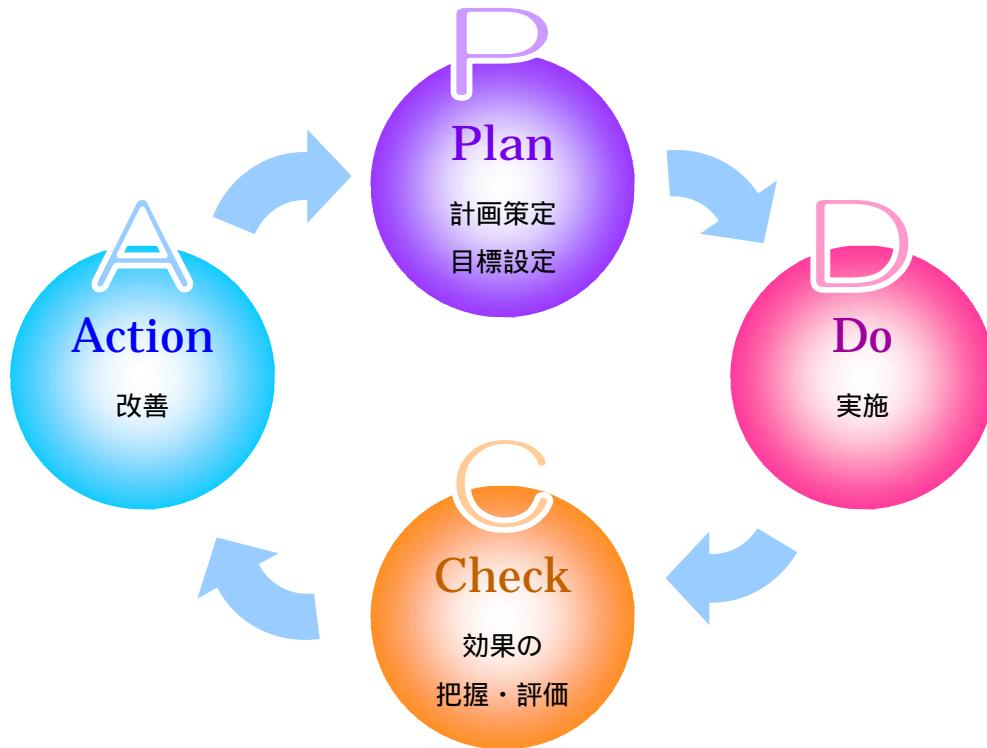
市は、取り組み・施策の実施状況や削減効果等の定量的な把握・評価を行います。

市全体の温室効果ガス排出量を「見える化」し、本計画で設定した目標に対して定量的に評価するほか、地球温暖化に関する市民・事業者のモニタリング調査等について検討します。

(4) 改善 (A c t i o n)

市は、把握・評価した結果踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うとともに、各主体の取り組み・施策への反映のため結果を公表し、情報提供を行います。

図 27 PDCA サイクル

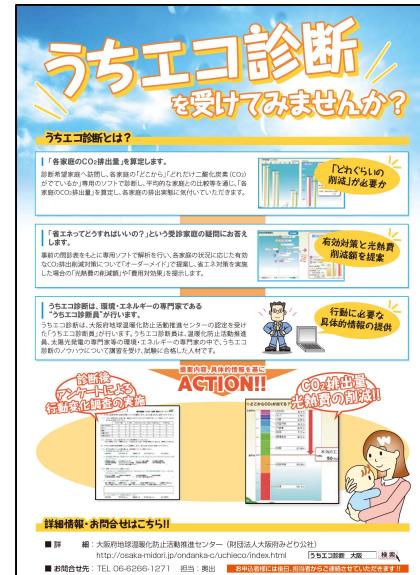


家庭でも、PDCAサイクル～うちエコ診断～

温室効果ガス排出量の大幅な削減にあたっては、計画の進捗管理だけでなく、各家庭においても、現状を把握し、一人ひとりが取り組んでいくことが大切です。

大阪府地球温暖化防止活動推進センターでは、各家庭における二酸化炭素排出量の「見える化」の推進として、希望家庭に対し、「うちエコ診断」を実施しています。

「うちエコ診断」では、家庭の排出量を「見える化」し、行動に必要な具体的な情報の提供を行います。



出典：大阪府地球温暖化防止活動推進センター